

教育現場におけるヤングケアラーの実態調査結果

第1 教育現場における実態調査

1 調査対象

県内の公立及び私立の小学校、中学校、高等学校（全日制、定時制、通信制）、特別支援学校に在籍する児童・生徒（全学年）

2 調査方法

各学校が児童・生徒を対象に定期的実施している「いじめ等の生活アンケート調査」の中に、ヤングケアラーに関する質問項目を追加して調査を実施。また、ヤングケアラーの質問項目に該当した児童・生徒に対し、学校側が個別面談を行い、学校としての対応を検討した上で回答。

3 実施時期

令和3年5月17日（月）～同年10月29日（金）

4 回収状況

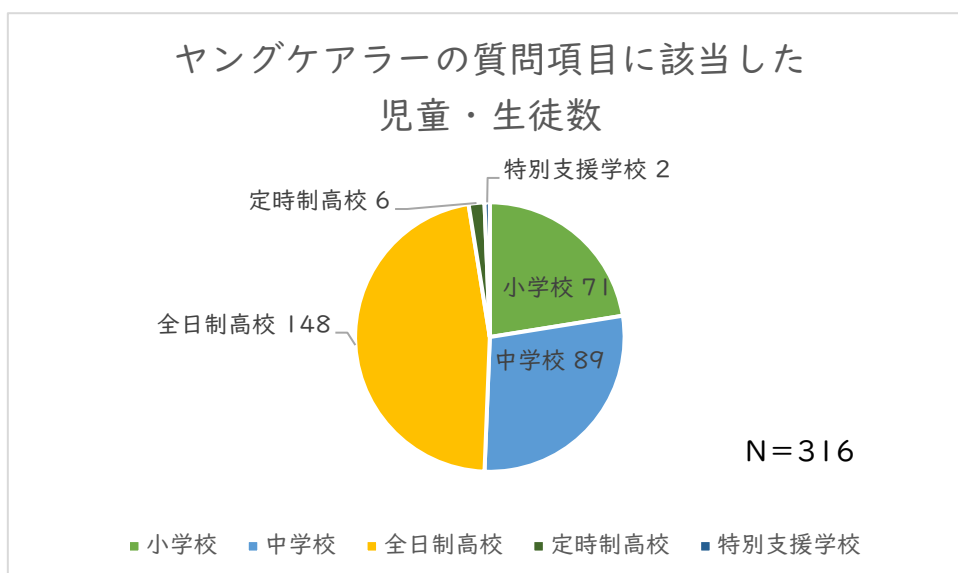
	対象学校数	回答学校数	回収率（%）
小学校	308	282	91.6
中学校	174	160	92.0
全日制高校	77	62	80.5
定時制高校	8	6	75.0
通信制高校	3	2	66.7
特別支援学校	23	12	52.2
合計	593	524	88.4

5 調査結果

(1) ヤングケアラーの質問項目に該当した児童・生徒数

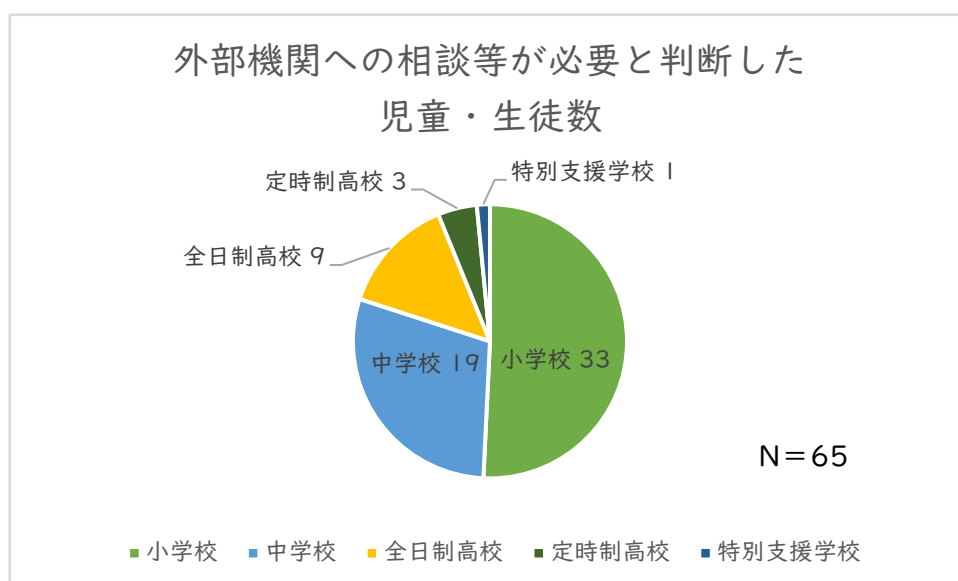
ヤングケアラーの質問項目に該当した児童・生徒は、316人であり、高校生（全日制・定時制）が154人と最も多く、次いで中学生が89人となっている。

	調査実施 児童・生徒数	該当 児童・生徒数	割合（%）
小学校	58,741	71	0.1
中学校	31,102	89	0.3
全日制高校	26,540	148	0.6
定時制高校	403	6	1.5
通信制高校	935	0	0.0
特別支援学校	1,036	2	0.2
合計	118,757	316	0.3



(2) 外部機関への相談等が必要と判断した児童・生徒数

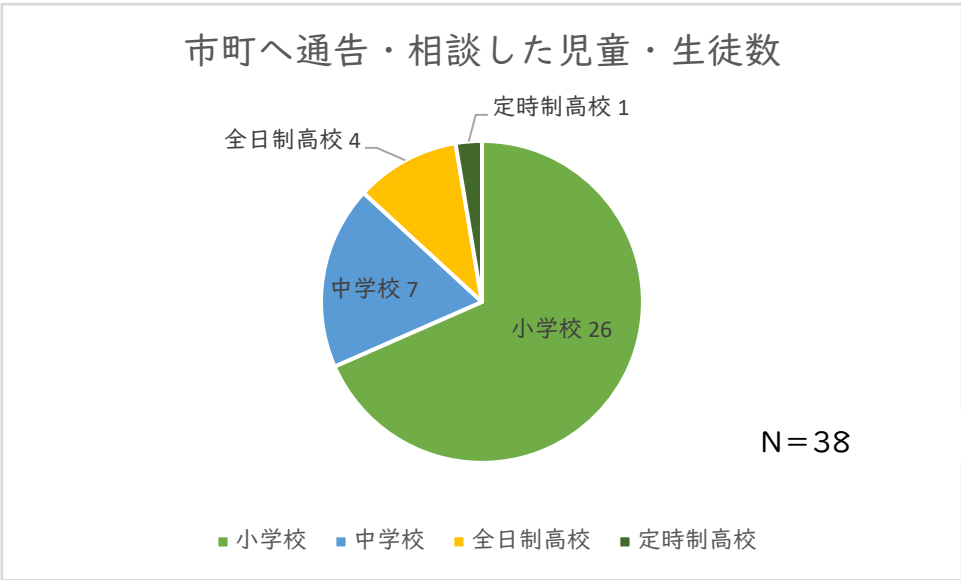
ヤングケアラーの質問項目に該当した児童・生徒のうち、学校が外部機関への相談等が必要と判断した児童・生徒は65人であり、小学校が33人と最も多く、次いで中学校が19人となっている。



(3) 市町へ通告・相談した児童・生徒数

外部機関への相談等が必要と判断した児童・生徒のうち、市町へ通告・相談した児童・生徒は、38人（今回の調査実施前に通告・相談があった人数を含む）であり、小学校が26人と最も多く、次いで中学校が7人となっている。

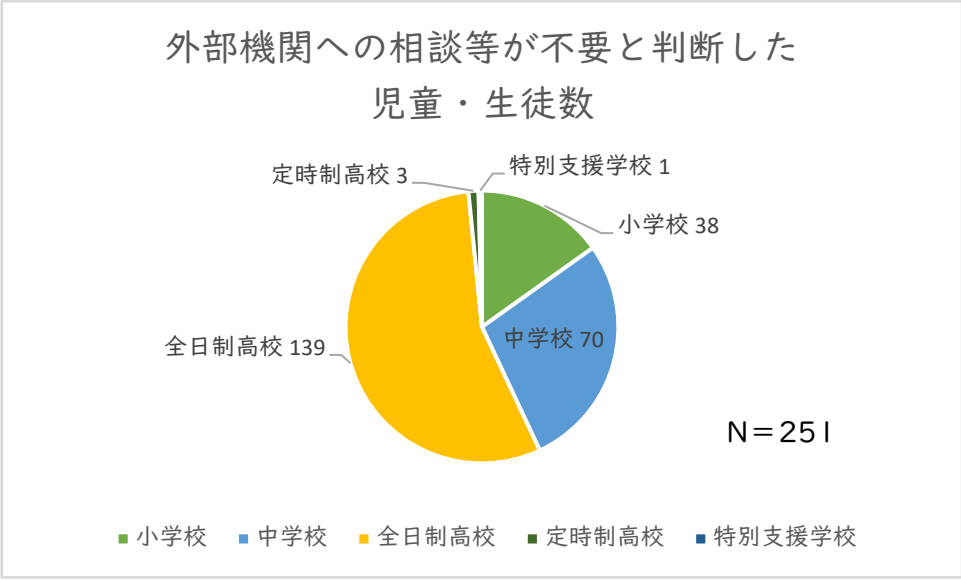
なお、外部機関への相談等が必要と判断した児童・生徒のうち、今後の対応を検討中の児童・生徒は、27人であった。



(4) 外部機関への相談等が不要と判断した児童・生徒数

ヤングケアラーの質問項目に該当した児童・生徒のうち、外部機関への相談等が不要と判断した児童・生徒は251人であった。

外部機関への相談等が不要と判断した学校に理由を聞いたところ、本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っているものではなく、家族と分担して家事を行っていたり、幼いきょうだいの世話をしたりしており、学校生活にも影響が出ていない児童・生徒であるとの回答が多かった。今後の主な対応としては、校内で見守りや相談できる環境（スクールカウンセラーによる面談やスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問など）を整備するとの回答があった。



第2 市町における対応状況の調査

1 調査対象

県内全市町（21市町）の児童福祉主管課

2 調査方法

教育現場での実態調査の結果、学校から相談があった件数や内容、対応に関する調査票を送付し、回収。

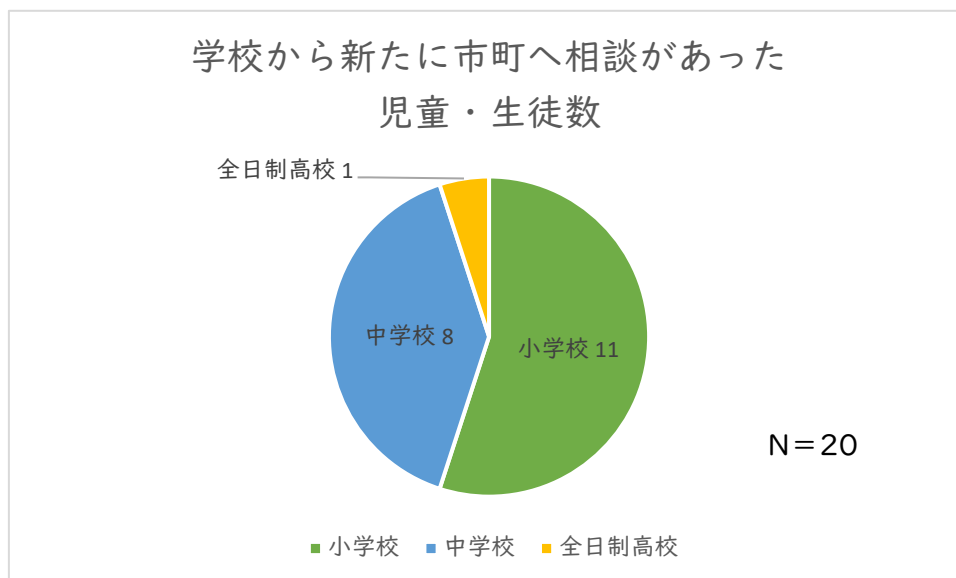
3 実施時期

令和3年11月30日（火）～同年12月14日（火）

4 調査結果

(1) 学校からの相談件数

教育現場における実態調査を受け、学校から新たに市町へ相談があった児童・生徒は、20人であった。※今回の調査実施前に相談があった人数を除く



(2) ヤングケアラーと思われる児童・生徒の状況（重複あり）

学校から市町へ相談があった児童・生徒のうち、その世話の内容を聞いたところ、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が最も多くなっている。

(人)

	小学生	中学生	高校生
障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている	1	1	
家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている	5	6	1
目を離せない家族の見守りや声かけをしている	1		

病気の家族の看病をしている	2	1	
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	2		
その他	2		
計	13	8	1

(3) 学校からの相談を受けた後の市町での対応（重複あり）

学校からの相談を受けた後の市町での対応を聞いたところ、以下のような回答があった。

市町での対応	対応の結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒本人と面談 ・ 保護者と面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援児童として支援継続中 ・ 子ども食堂と連携し、食材や弁当等を提供 ・ ホームヘルプサービス（※1）を導入 ・ 支援対象児童等見守り強化事業（※2）を導入 ・ 養育支援訪問事業を導入（※3） ・ きょうだいの保育所入所支援 ・ 家庭訪問による支援（清掃活動） ・ ショートステイ（※4）を提案 ・ スクールカウンセラーによる面談を開始
要保護児童対策地域協議会（※5）を開催し、関係機関と支援方針を協議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援児童として支援継続中 ・ 学校と関係機関との連絡体制を構築 ・ 母子保健の保健師との連携を強化

※1：ホームヘルプサービス・・・ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。

※2：支援対象児童等見守り強化事業・・・市町村から委託を受けた子育て支援を行う民間団体等が、要対協の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する事業。

※3：養育支援訪問事業・・・育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。

※4：ショートステイ・・・保護者が疾病、出産等の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行うサービス（原則として7日以内）。

※5：要保護児童対策地域協議会・・・虐待や非行など、様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が設置する協議会。児童相談所や学校・教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成される。